

(別紙2)

現場代理人の常駐緩和について

1. 現場代理人の常駐緩和

建設工事請負契約書第10条第3項で規定する現場代理人の常駐緩和の運用基準については、平成23年3月24日付県土第03-240号で通知したが、災害復旧対応のための措置として次の項目を追加する。

【追加項目】

次の①～④までをいずれも満たす場合は、他の工事の現場代理人との兼任を認めることができる。

なお、兼任可能な工事件数は2件までとする。

- ①兼任する工事の契約金額は、いずれも3,500万円未満（建築工事にあつては7,000万円未満）であること
- ②兼任する工事の施工場所が同一の建設事務所管内であること
- ③兼任する工事が、いずれも三重県発注工事であること。ただし、国又は市町等の工事において、当該発注機関の長が兼任を認めた場合はこの限りではない。
- ④発注者が携帯電話等により常に連絡がとれる体制にあること

なお、上記緩和措置は適用日以前に入札手続きが行われた工事についても、受発注者協議のうえ適用できることとします。

本通知の有効期間（緩和措置期間）は、平成31年3月31日までとする。

2. 運用基準の改正及び運用にあたり適用する様式等の詳細は別途通知します。